

經濟論叢

第七十六卷 第四號

ドイツ共同決定法の現實……………田 杉 競…(1)

信用理論の若干の問題……………三 上 正 之…(21)

フランス強制仲裁制度の展開・確立過程……………向 井 喜 典…(37)

J・ゴールドスタイン

「イギリス労働組合の自治」……………前 川 嘉 一…(57)

イギリス革命年表 (翻譯) 完 ……………E. A. コスミンスキー編…(21)
武 暢 夫 譯

[昭和三十年十月]

京 都 大 學 經 濟 學 會

信用理論の若干の問題

三 上 正 之

序

信用にもとづいて貸借關係が生じ、債權者と債務者との關係が生じる。かかる信用のもつ經濟的意味は何であるか？ 以下、手形に象徴される商業信用と、資本の貸付けとに對象をしばらくながら、それについての川合一郎氏の見解、とくに同氏著「資本と信用」（昭和二九年）を手がかりとしつつ、この問題の解明に一步をすすめよう。

一 商業信用と銀行券

川合氏は商業信用をつぎのように規定される。即ち、「今はかえないが、かいたいという約束の相手に對して、彼が現實にかいうるときまで、すなわち賣買が完了するときまでの間、その商品（の價值）を貸付けるといふ信用取引である」（川合氏前掲書三十頁）。氏は又つつづいて、「貸付なる取引は生産にはもちろんであるが、商品の姿態變換という本來の流通にも屬しない社會的物質代謝外の行爲である點においては、それが商品形態で行われようと、貨幣形態で行われようとかわりはないのである……」（同三九頁）。つぎに氏は、かかる借入に對する支拂約

東證たる手形の流通又はその裏書讓渡について、それを、(あらたな)借入れに對する擔保の手續の簡單化であるとかんがえる。氏はつぎのようにのべる。

「Cは自分の借入に對する支拂約束證(手形)に自分がDからうけとつてもつてゐる手形をつけてBにわたせば、Bからの借入れに對する擔保とすることができる。この手續を簡單にして、CはDからもつてもつてゐる手形に自分の支拂約束をかきくわえてBにわたせば、一枚の證書で返濟約束證と擔保とをかねさせることができる。これが手形の裏書讓渡である。」(五二頁)

川合氏によると、右が「手形流通の本來の事態」(八六頁)であるが、それがつぎのようにかわつた外觀をとるようになることされる。即ち「手形の流通とは振出人Eに對する債權の振替、債權の讓渡となり、手形の間取得者はEの保證人に轉化する。手形の裏書は、すでにだれかに商業信用をあたえているものが別人から商業信用をうける場合の借入證明行為から、債權讓渡の保證約束に轉化する。債權債務の連鎖の延長が振出人に對する債權の肩代り讓渡に轉化してあらわれる。」

だから氏によると、手形の流通又は裏書讓渡は「數名ないし數十名のやはり個々人の(資本の)回流に依據し、……それらの個々人の保證をうけるという形であらわれる」(八七頁)

ところが「銀行がEの手形の支拂を保證するようになると、この手形債權の回収はきわめて確實なものとなるから、個々の中間取得者による保證は漸次不要となつてくる」(同)とされ、銀行保證手形はこれだとされるが、銀行はさらに「その保證を一覽拂でおこなうようになり、」(八八頁)、「銀行はE振出の手形を別個の自分の手形とおきかえて、自分の債務として與えることになる。この銀行の一覽拂の自己宛約束手形が銀行券である」(八〇頁)と

される。そしてこの場合は、「信用は、銀行信用に象徴されるところの總資本社會そのものの回流に對する信頼にららうちされる」(八七頁)となすのである。

以上、大ザッパに商業信用や銀行券についての川合氏の見解をみてきたが、まづ商業信用についての氏の見解についてかんがえてみよう。

氏は前述のごとく、まづ流通外の行爲としての貸付というものがあつて、その内容として商品がでてくることにより、商業信用が生じたとせられるが、これはむしろ、交換のうち、かけ賣り、かけ買いという信用關係が自然發生的にでてきたとみる方がよくはないであろうか？もしそうみるならば、手形は商品の借入に對するあづかり證というよりは、商品の購買に對する貨幣の支拂約束となる。そして川合氏は手形について借入ということを強調されることにより、手形を商品の借入に對するあづかり證とする前者の見解にたたれるのだが、わたしがあえて商品に對する貨幣の支拂約束という後者の見解の方をとるのはつぎの理由による。即ち、商業信用を象徴するものとしての手形は、貨幣を媒介とする商品流通が行われるようになつてはじめてでてくるのであり、物々交換のときはでてこない。だから商品流通とは別個にまづ貸付なる行爲が存在するとはいえない。つぎに手形でもつて商品を買う人は、大抵、同時に他方、手形でもつて商品をかうのであり、貸付業者のように貨幣や商品をかすことを目的としているのではない。だからこの手形に象徴される商業信用では、それが商品交換のうちからそれを容易にし促進するためにでてきたという面が、商品の貸付であるという面よりも前面にあらわされねばならぬように思われる。こういう理由で手形は商品の貸付(借入)にともなう商品(價值)のあづかり證とみるよりも、商品の賣買にとともなう貨幣の支拂約束だとみる方がよくないかとかんがえるのであるが、こうみてくると、それでもつて商品をか

つたり、うつたりしたこの手形は、相殺されるかぎりは、又支拂期限がくるまでは、貨幣の機能をいとなんでいるのであり、相殺されなくて期限がきて、支拂が行われねばならなくなると硬貨によつて支拂われねばならないものだということになる。

手形の一酸化され、しあげられたものとしての、銀行の一覽拂の自己宛約束手形としての銀行券についても同様のことかゝいえる。即ち金本位制のもとでは諸支拂が順調なかぎりは、銀行券は貨幣としてはたらくが、信用が動搖したり、又現金で決済がなされねばならないような國際間の諸取引の場合には、それは金と兌換するよう要求されるのである。

ところが氏は銀行券や兌換について、そうはかんがえない。氏はまえにみたように、手形を商品の貸付(借入)にとりなう商品のあづかり證とみたように、銀行券をも銀行の借入に對する證文としてとらえ、次のようにいう。「銀行券は、銀行を中心として、(1)貸付——回収(還流)という關係と、他方、(2)借入——返済(兌換)という關係をもつ。かくて銀行券は二つの面から收縮しうるが、手形にくらべて銀行券の特質は貸付——回収(還流)にある。……」(一一五頁)

しかし銀行券の兌換を銀行券が一覽拂支拂契約書であることから、借入に對する返済として、その意義を貸付——回収(還流)と並列させ、通貨數量の調節とその結果としての貨幣價值の安定にもとめるのはどうだろうか？ 借入に對する返済をもつて銀行券の兌換と解するのは、初期の信用業たとえばゴールド・スマスなどの場合にはあてはまる。しかし、近代の信用制度又は金本位制においては銀行は實際に借入れたものをすべて返済し又は兌換するのはなく、兌換しうるという保證でもつて、その銀行券を通用させうるのである。つぎに兌換は川合氏のいわ

れるように通貨數量を調節しようとして銀行が主導的になすものではなく、大衆から要求されてなすものである。さらに、又、銀行券を金又は金貨に兌換してもそのことは銀行券と金貨とをおきかえるだけであつて、直接には通貨數量の調節にはなりえないのである。

これらの理由から、兌換はむしろ、上述のように、銀行のこのむとこのまざるとにかかわらず、大衆の要求によつてなされるものであり、兌換しようということが銀行信用に對する保證となる、即ち、銀行券という信用貨幣によつてではなくて現金による支拂要求がおこつてくる時、その要求をみたすことにより、銀行信用全體を保證しようとするものとして、とらえた方がよいように思われる。

ところが氏の右にみたような銀行券の兌換についての見解は次のような主張にみちびく。即ち銀行券はその數量の變動によつて物價をあげたり、さげたりするか？ の問題、換言すれば信用貨幣の中立性について、「信用貨幣の中立性をつよく主張される岡橋教授の見解とことならざるをえない」(九二頁)として、つぎのように入れられる。

「貸付或は手形の割引によつてける信用貨幣は、資本自體の本質からいつても、まだ商品流通には必要となつていない貨幣金を、前もつて代理させようとして出されるのである。必要なのは資本にとつてなのであつて、未だ商品流通には必要となつていない。……………信用貨幣はまさにそれが資本にふさわしい信用貨幣——すなわち貨幣金の預入によつてたものでないのをさす——であるかぎり、商品流通には中立的でないのを本来の性格とする」(九二頁)。又、「商品流通面からみれば、(銀行券の投入は)社會的にはW—GなきG—Wであるのだから、物價は一層上らざるをえなくなる。『貨幣』は『減價』しようとするのである」(九〇頁)とせられる。右の個所で氏は銀行券は資本の必要によつてたされる資金だから、W—G—WのGではなく、G—W—Gの最初のGであつて、

その本性からして物價をたかめる傾向があるとせられるのであるが、氏は氏のいう信用貨幣又は銀行券が兌換銀行券をさしているのか？ 又は不換銀行券であつて實質的には紙幣になつてゐるものか？を明らかにしなければならぬと思う。なぜなれば兌換銀行券の時は、増發されて銀行券が減價するようになれば、兌換を請求されるから、かかる過剩發行はある程度、豫防されるのであり、(もちろん完全にではないのだが)、不換銀行券の場合は兌換の請求によつて正貨をもとめられる心配がないから、どんどん増發される可能性がある。

だから川合氏が、その信用貨幣が兌換銀行券であるか、不換銀行券であるかをはつきりとしないうで、信用貨幣が商品流通の必要ではなく資本の必要によつてだされるということから、商品流通又は物價變動に對して中立的でないといわれるのは不十分である。

しからば兌換銀行券か不換銀行券かを區別せずに論じていられる川合氏は貨幣をどう考えておられるか？ このことに少しふれておかねばならない。

氏によると、「金は一定量に分割されて、たとえば一匁というように、その重量が刻印される。こうなると購買手段、支拂手段として授受される金の量は、簡單にするため、今までの重量計算ではなく、個數計算によばれるようになる。」(九四頁)。氏はかかる貨幣商品たる金の量が、……重量計算から個數計算に轉化しうることが問題だとして、つぎのようにのべる。

「それ(社會の物質代謝)が流動性をたもち、 $W - G$ と $G - W$ が過程的時間的に統一されてゐるときは、……貨幣商品金そのものの素材的實體よりも、商品價値の轉形したものとして貨幣商品金としての形態規定の面だけが前面におしだされてき、その商品實體を背後におしやつてしまふ。だからこそ流通手段としてみたときには金價値の絶

對量にかかわつてくる金の重量は問題にならず、たんに相對的に比率だけをしめす個數計算だけで結構なのである」(九五—六頁)。そして「(圓、ポンド、ドルという)これらの名稱はついに貨幣商品たる金からも銀からもはなれてしまつた・貨幣たる形態規定自體の・名稱、さらにすすんで貨幣それ自體としてさへあらわれるにいたる」(九五頁)。川合氏はさらにつづけていう。「一商品社會において商品の流通、姿態變換による交換に必要な貨幣商品金の量というものがでてくる。これは商品價值、總量と金價值によつてきまる。さてさきにもみたところの、たんに比率のみを表すにすぎない價值表章は、全體としてこの流通に必要な貨幣商品金の量を代理することになる。したがつて、一ケの代理する會量はその個數に逆比例する。したがつて同じ貨幣名が代表している貨幣商品金の量も價值表章の個數に逆比例するから、商品價值・金價值に何らかわりはなくとも、全商品の價格は價值表章の個數に比例して騰落する。」(川合・九六—七頁)

しかしながら金が鑄造されて鑄貨となり、又、流通手段としての機能をもつばら行かう時は、「金の重量は問題にならず、たんに相互の相對的比率だけをしめす個數計算だけで結構である」ということになるだろうか？ 私の考へではそうはならないように思われる。というのは、鑄貨は、それがどれだけの金量をふくんでいるかをその形状のみならず刻印がしめすところの金片である。もしその實質的內實が磨滅により名目的內實より少なくなつてくれば、ある限度まではその金貨幣は最初の金分量たる資格をもつのであるが、經濟學批判でのべられているように「かかる金屬內容の減少が十分な數の金貨におよんで、金の市場價格がたえずその鑄貨價格をこえて騰貴するようになる」と、鑄貨の計算名は依然として同じであるが、それは將來はより少い金分量を指示するようになるであらう。」(研究所版一〇二頁)。この場合物價は騰貴する。だから金が鑄貨となつたからといつて個數計算だけで結構というのでは

ない。かかる鑄貨は名目的にどれだけの金重量をしめすか？ 現實にはどれだけの金量をふくんでいるか？ ということが問題になる。ところでそれ自體無價値の紙幣が鑄貨にとつてかわるようになつても、鑄貨についてのべたところは、紙幣にもあてはまり、それは、金の一定量をあらわしているとみた方が、よくはないだろうか？ というのは、ポンド、圓、ドル……という名稱が、金からも銀からもはなれてしまつた貨幣それ自體としてあらわれるとするならば、貨幣の價値尺度としての機能を、即ち商品が交換に入るまえに、その價値を價格としてあらわしていることを、十分説明できないし、紙幣數量と物價との問題も十分説明できないように思われる。即ちそれについて川合氏はまえにみたように、「おなじ貨幣名の代表している金量は、價値表章の個數に逆比例するから、……全商品の價格は價値表章の個數に比例して騰落する」とされるが、むしろ最少限度の金の流通額までは、紙幣は數量がふえても、十分、金の代理をすることができ、その紙幣の價値や代表する金量はかわらず、したがつて、物價にも影響をあたえず、その限度以上になつてはじめて氏のいわれるようになる。とみた方が事實にあてはまりはしないであらうか？ というのは金貨が流通しているのであれば、それが商品の賣買にとり過剰になれば、流通内にとどまるよりは退藏されるであらうし、又たならなくなれば、でてくるといふ伸縮性をもつ。かくのごとく、金が流通部面に吸収される分量はたえず變動するが、しかし經驗的に確定されるある最少限以下に減少することはない。この限度までなら、金は紙幣によつて完全に、物價に影響なく代理される。だから、川合氏のように紙幣を直接に商品と關係させるのでなく、紙幣は金を代表しているとして、商品と紙幣の間に金をいれてかんがえる方が、わかりやすいのではないか？

つぎに氏が、まえに一寸引用しておいたように、信用貨幣（銀行券）の増加と物價騰貴との關係を説明するのに、

銀行券が貸付や割引によつてだされるのは、商品流通の必要によつてではなく、資本の必要によつてであり、 W — G なしに G — W をまづ行ふのだから、物價を騰貴させるのであるということをもつてせられた點も、一考しなればならない。右のうち手形の割引については、それは明らかに何らの資本の前貸が行われたのではない。手形という商業貨幣を介してすでに商品の賣買がおこなわれているのである。銀行はその手形を自行宛の一覽拂約束手形でかいとり、すでに存する債權を手形所持者から銀行に移轉したのである。この場合は W — G に先行されることのない G が貸しだされたのではない。氏が上述のごとく手形の割引を新しい資本の前貸、とみるのは、手形を商品の賣買の中から自然に發生したものとみず、商品流通以外の行爲である貸付(借入)の内容に商品があらわれることによつて生ずるとみることに起因する。しかし、その手形が空手形でなく、商品の賣買を媒介したものであるならば、その割引を資本の前貸がなされたのであるとみるのはどうかと思われる。

そこで、銀行券は銀行の貸付によつて出ていくから物價を騰貴さすという氏の論點について、問題をしぼつてみよう。

氏は商品流通にとつて必要な貨幣即ち氏によると W — G — W の G と、資本の必要によつて銀行よりあらたに貸出された貨幣即ち氏によると G — W — G の最初の G とが、 G 自身としてことなる性質のものであり、そのことから前者は物價を高めないが、後者はたかめるとするのは、どんなものであろうか？ G — W は同時に W — G であり、 W — G — W と G — W — G では、何のために G (貨幣)がはたらいっているのか？ 商品流通のためか？ 資本の流通のためか？ というちがいはあつても、貨幣そのものの性質のちがひとしてしまうことができるであらうか？ 資本家の必要により銀行が貸出すものでも、それはつねにあらたに資本として、かりうけた企業者により運轉させられ

るものばかりではない。このことは、資本の回流がうまくいかなくなつた時、恐慌の時、とくにめだつてくる。氏
はかかる場合の融資——滞貨融資について、つぎのようにいわれる。「このためにかしつけられる貨幣は決してW
—G—Wの必要からくる貨幣ではない。なぜなら商品はうれないてるのであり、にもかかわらず、資本家はつぎ
の生産のための資金をほつするからである。」(二六九頁)

もちろん、これも一つの見方ではある。しかし恐慌の時、企業家が貨幣の融通をもとめて銀行に殺倒するのは、
資本が缺乏するからではなく、資本の貨幣形態がもとめられるのであり、これまで信用により、手形や、預金に對
する小切手によつて取引がおこなわれていたのに、資本の循環が困難になつたので、信用がゆらぎ、現金での支拂
が要求されるようになり、企業は銀行に、あたらしい資本をてはなく、支拂手段をもとめるとみる方が、より實際
にちかひのではなからうか？

だからこういう場合のことをかんがえると、氏が資本のとする貨幣形態と所得のとする貨幣形態とをとりだして、そ
れぞれの場合における貨幣を一方は資本(資金)であるとし、他方のそれを流通手段であるとするのは、貨幣をも
つて、その運動する全體との關聯なしに、資本とすることにならぬだろうか？ 所が、すでにみたように銀行が
企業にかしつけるのは、資本としてある時であれば、貨幣又は支拂手段としてある時もあるとかんがえられる
のである。

つぎにわれわれは前者即ち資本の貸付の場合を簡單にみてみよう。

二 資本の貸付と貸付資本

三合氏はつぎのようにのべる。

「貸付——回収という形の貨幣の手はなしの中で、利子をうるという形で増殖する貨幣は、資本の一形態である。この資本は貸付という特殊な手はなし様式からいえば貸付資本であり、利子をうるという増殖様式からいえば利子うみ資本である」(二〇頁)。氏はこれについてさらにいう。「利子うち資本は資本の他の存在形態とはことなり、社会的な物質代謝の直接的間接の場面たる生産にも交換にも直接にはふれず、その外部におけるたんなる貨幣授受によつて循環するところに特徴がある。……ただ流通外における、したがつて購買ならざる貨幣の手放し、販賣ならざる貨幣の回収ということ以外に、いかなる媒介環もなく増殖することになる。生産・流通と物質代謝の場面に一步も立入ることなくしてただその外部に吸着するのみである。このように外面的形式的な性格が利子うみ資本の特長である。」(同二二頁) (傍點引用者)

一體個人の所有するある額の貨幣量が利子をうむ資本となるのは、それがかすつけられるときにかぎり、退藏されるだけではだめである。それは資本という商品として、一定期間後には利子をつけて返却するという條件で貸付けられなければならない。川合氏は上記の規定のはじめにおいて、貸付——回収という貨幣の手放しの形についてのはべてはいるが、利子をうむ貨幣という點に重點がおかれ、貸付という運動様式についてはあまり重點をおいていないように思われる。(前記、引用文中、傍點の個所をみよ)。このことを氏が貸付資本について具體的にのべておられる所についてみてみよう。氏は「貨幣が購買手段又は支拂手段として流通内であつかわれないで、流通外に累積され、したがつて、かすつけうべき貨幣資本になる経路には二つある」とし、「その(一)は、本來的な経路である。すなわち、従來流通していた、したがつて商品價値の轉形の結果たる貨幣商品金が、つづく購買の中断によつて流

通外にて、そこで貸付けうべき状態に沈没する場合である。これが退職貨幣したがつて貸付けうべき貨幣資本形成の本来の場合たることはいうまでもない。その(二)は、以上の事態が確立している下における新産金のとる姿である。「(二四七)八頁」となし、(一)についてくわしく事例をあげた後、こんどは氏は「貸付資本がとりくずされ、需要される場合」(二六三頁)について「貨幣資本の減少にしても、流通外にあつてただ貸付けうべき状態にあつた貨幣が再び流通にもどればよい……」(二六四頁)とのべてておられる。

さて、貨幣資本形成の第一の徑路についての氏のいわれるところをみると、退職貨幣が即ちかしつけうべき貨幣資本の形成だとされるが、この二つはまえにのべたように必ずしもつねに同じものではない。前者は信用業の手中に集中されてはじめて、貸付可能な資本となる。しかるに近代信用制度のもとでは、退職貨幣の場合とはことなり、のちにみるように、同じ貨幣は何倍もの貸付可能な資本を形成するのである。

又氏のいわれる所の「貸付資本がとりくづされ需要される場合」に「貨幣資本が減少する」ということも、氏の多くあげられた場合の中、賠償等の場合にあてはまるにすぎない。その他の場合では遊離貨幣資本が需要され貸付けられたからといつて、それが貸付資本でなくなつたとか、とりくづされたとかいうことにはならない。まして近代信用制度のもとでは、貸付關係をのこしたまま、かじだされた貨幣は取引を媒介した後、他の第三者の手によつて銀行にかえつてくる。だから、その需要は貸付資本の減少をもたらさず、かえつてその増大の可能性をもふくむのである。

以上要するに川合氏は退職貨幣の形成及び減少と、貨幣資本の形成及び減少とを同一視し、後者の形成において信用制度のはたす役割を十分評價しておられないように思われる。

氏はさらに通貨の數量と貨幣資本の數量との關係をのべるにあたり、「かしつけうべき貨幣資本」と「すてにかしつけられて利子をうみつある貨幣資本」とを區別し、「流通外には出たがまだ貸付けられてはいない貸付けうべき貨幣資本は普通には貨幣資本、或は資金の新規増分といわれるものである、すてに貸付けられてしまつてゐるものは普通には銀行の貸付金の現在殘高でしめされてゐる分である。通貨の數量との關係はこの兩者によつてことなる。」(二六五頁)とされる。そして前者については「通貨は流通内にある貨幣であり、貸付けうべき貨幣資本は流通外にてた貨幣のうち貸付けうべきものであるから、その量かことなるのは當然である」(同)とされる。この點についてはすてにのべたから、ここではふれない。つぎに氏は「すてにかしつけられてゐる貸付資本の數量」について、「同じ貨幣商品金が多く、貸付資本の形成を媒介しうる。したがつて通貨の數量と貸付資本の數量とは質的にことなる」(二六五頁)と正しくのべられるが、問題はなぜ氏が、「かしつけうべき貨幣資本」と「すてにかしつけられて利子をうみつある資本」との區別の上で、とくに後者についてこのことをのべられるのか? という點である。この貸付資本の二つの區別はもちろん一時點をとつてみれば區別できなくはないであろうが、大した意味をもたないのではないか? というのは、すてにかしつけられた貸付資本も、近代的信用制度のもとにおいてはその貸付という關係をのこしたまま、その貨幣はつかわれ、別の第三者により銀行にあづけられることにより、再び「かしつけうべき貨幣資本」となるからであり、むしろかかる區別をなすことにより、信用制度のもとでは同一の貨幣が何倍もの貨幣資本を形成することを、十分明らかにすることをさまたげるのではないか? すてに引用したように氏が「同じ貨幣商品金が多く、貸付資本の形成を媒介する」とのべられたことは全く正しいが、それが貸付資本の二つの無意味な且不必要的區別にもとづき、さらにその内の「すてにかしつけられた貨幣資本」についての

べられたことによつて、臺なしにされている。

そして川合氏が貨幣資本一般又は貨幣資本市場についてかたる時は、それは「すでに貸付けられて利子をうみつゝある資本」から區別された意味での「かしつけうべき貨幣資本」についてであり、「擴大再生産を先導しうる貨幣資本の蓄積」(二七〇頁)も、かかる信用制度による媒介をへて、何倍にもされている貨幣資本とは、かんがえられていない。川合氏は十分注意しなかつたが、貨幣資本が近代的信用制度のもとにおいては、貸付の、預金としての回収をつうじて何倍もの働きをするようになる、反面、一たん、資本の循環がゆきづまり、信用による取引が困難になると、支拂手段としての貨幣に對する要求が非常に大きくなるということもおこりうるのである。ところどころかかる貨幣に對する需要がおこる場合にそなえて、準備金というものが銀行にとつて非常に重要な意味をもつてくる。ところがこの點を重視しない氏によればそれが要求されるのは別の理由による。即ち、それは本源的預金即ち、「各資本家が貸金支拂と自己の生活資金のために手ばなした貨幣額であり、最終消費にあてられる貨幣で、商業信用で節約しえない部分である。」(一五六頁)

だから、氏はさらにつぎのようにいわれる「貨幣資本(氏では、すでにかしつけられた貨幣資本から區別された意味での貸付けうべき貨幣資本なのだ)の形成およびとりくずしは、實は貨幣が流通界から退出したり流入したりするのを、貨幣所有者と使用者の乖離の觀點からみたものであるから、貨幣資本の需給は、他面、貨幣數量自體の伸縮の面とも關聯をもつてくる。貨幣政策と貨幣資本政策(金融政策)が表裏をなす所以である。というよりも資本にとつては貨幣數量(信用貨幣數量)調節政策は貨幣資本政策(金融政策)として以外には行いえないのである。」(二七五頁)。氏が強調されるように、貨幣政策が金融政策即ち貨幣資本政策として行われねばならなくなつた

のは事實であるか、そのことは貨幣數量調節政策—貨幣價值安定政策という意味での貨幣政策が、たえず本來の意味の貨幣政策、即ち本位制度や中央銀行の準備金についての政策との關聯のもとに考慮されねばならなかつたといふことを否定しないのである。ところが信用制度下における貨幣資本の性格を十分にみない氏はさらにインフレをつぎのように説明せられる。

「資本の蓄積が困難に逢着し、極端な場合には資本の體制が危機に遭遇したときには、その脱出要求は巨大な資金需要としてあらわれる。(決して商品流通自體が追加貨幣を要求するのではない。)この困難から脱出する手段としては巨額の貨幣資本の供給以外に途はない。」(二八二頁)として、これの供給が中央銀行の信用創造によつて行われる場合をインフレとしていられる。しかし「資本の蓄積が困難に逢着し、その脱出要求としての巨大な資金需要」一般と、それを中央銀行の信用創造によつて供給することが問題なのではない。むしろ、恐慌にもとづく信用の動搖、それから生ずる支拂のための莫大な貨幣の要求、そのためにひきおこされた金本位制の停止、という事實の上にたつての、紙幣制度による資金の供給が問題である。所が氏はこれを「商品流通自體が、貨幣を要求するのではない」といつて、資金(資本)需要一般にしてしまわれる。だから氏は又つぎのようについて、「インフレ過程で生産は増大しても……(貨幣資本の蓄積)……、それが消費(生産的、個人的)の増大をカバーしえないかぎり、インフレの原因(氏では貨幣資本の不足一般をさす)は解消しない」(二八六頁)

だから氏は生産が消費を上まわり、貨幣資本の不足がなくなれば、インフレにうつたえる理由もなくなるとせられるのである。けれどもそれだけでは不十分であり、インフレについては、それが紙幣制度にもとづいているといふ點を注意しなければならぬ。

むすび

右のごとく川合氏は信用や利子らみ資本を外面的形式的なものとしてとらえることにより、「資本と信用」の問題に新しい解明をあたえようとされたのである。その努力と成果には、十分の敬意を表するけれども、私としては、それはまだ完全なものとは思われない。

たとえば商業信用については、まづ貸付を前提するのではなく、やはり、それを商品交換の過程のうちから自然にでてきたものとしてとらえ、又、資本の貸付については、資本としての貨幣のみをとりだして問題とするのではなく、やはり、その貸付という特殊の譲渡様式とむすびつけて考察する方が、信用の意義の經濟的解明に一層適切であるとかんがえるものである。

又ここでとりあげた問題は信用理論の全般にわたるものではなく、その一部にすぎない。そして、今後、自分が信用理論を研究するための一つの覺書として、信用の考え方に手がかりを與えようとしたものである。

昭和三十年度 京都大學經濟學會大會豫告

第一日 十一月二十五日(金) 午後一時→五時 公開講演會

第二日 同 二十六日(土) 午前九時→午後五時 研究報告會

午後六時 懇親會

※詳細はいづれ御通知します。